

一、最新中国法令

- [国家市场监督管理总局等四部门关于推动高效办成企业迁移登记“一件事”的指导意见](#)

【发布单位】国家市场监督管理总局等四部门

【发布文号】国市监注发〔2025〕48号

【发布日期】2025-05-23

【内容提要】该意见提出：

建设企业迁移登记“一件事”服务专区
<ul style="list-style-type: none">■ 各省级市场监管部门牵头建设企业迁移登记“一件事”服务专区，实现迁入、迁出、变更登记信息同步采集，推动打造“一网申请、一次提交、联动办理、进度查询、结果反馈”等平台功能。■ 企业仅需向迁入地登记机关提交一次申请，税务、社保、公积金等多部门事项在线同步办理。■ 国家市场监督管理总局已开发建设完成企业跨省迁移登记数据传输系统，为实现全国跨省迁移提供技术支撑。
简化企业迁移登记办理环节
<ul style="list-style-type: none">■ 将企业往返两地多次办理迁入申请、迁出调档、变更登记整合为企业向迁入地登记机关提交一次申请，即可办理迁移登记。■ 企业向迁入地登记机关提交迁入和变更登记申请，由迁入地登记机关向迁出地登记机关在线传递《准予迁入调档函》。迁出地登记机关应当自收到《准迁函》之日起三十日内将所有登记档案移交迁入地登记机关。迁入地登记机关可以通过网络调阅电子登记档案的，可以先行办理变更登记，再移交纸质登记档案。■ 迁入地、迁出地登记机关不得限制、妨碍企业跨区域迁移，法律、行政法规规定不得迁移的情形除外。
推动对接企业跨省迁移登记数据传输系统
<ul style="list-style-type: none">■ 各地加快本省登记系统和档案管理系统改造，推动实现电子档案线上共享和移交功能。■ 各省级市场监管部门要在2025年07月底前，完成与企业跨省迁移登记数据传输系统的对接使用。

【法令全文】请点击以下网址查看：

https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdqknr/djzci/art/2025/art_3515e98d48de4257a0a6948c5e7dd_a51.html

一、最新中国法令

- [企業の移転登記についてワンストップでの効率的な処理を推進することに関する国家市場監督管理総局等4部門による指導意見](#)

【発布機関】国家市場監督管理総局等4部門

【発布番号】国市監注発〔2025〕48号

【発布日】2025-05-23

【概要】本意見によると、以下の通りである。

企業の移転登記のワンストップサービス窓口の設置
<ul style="list-style-type: none">■ 各省レベルの市場監督管理部門は、率先して企業の移転登記のワンストップサービス窓口を設置し、転入、転出、変更登記情報の同時収集を実現し、「オンライン申請、一度きりの提出、連携処理、進捗照会、結果フィードバック」等のプラットフォーム機能の構築を推進する。■ 企業は転入地の登記機関に一度だけ申請を行えば、税務、社会保険、積立金等の複数の部門の手続きをオンラインで同時に処理することができる。■ 国家市場監督管理総局は、企業の省の枠を超えた移転登記データ伝送システムの開発と構築を完了させ、全国で省の枠を超えた移転の実施に技術的なサポートを提供する。
企業の移転登記手続の簡素化
<ul style="list-style-type: none">■ 企業が転入申請、転出による記録文書の移転、変更登記など2つの場所を何度も行き来し複数回行う手続きを、企業が転入地の登記機関に一度申請すれば、移転登記を処理できるように統合する。■ 企業は転入地の登記機関に転入及び変更登記申請を提出し、転入地の登記機関が転出地の登記機関にオンラインで「記録文書転入許可書」を送信する。転出地の登記機関は、「転入許可書」を受領した日から30日以内に、すべての登記記録文書を転入地の登記機関に引き渡さなければならない。転入地の登記機関は、オンラインで電子登記記録文書を閲覧できる場合、先に変更登記を行い、その後で紙の登記記録文書を引き渡すことができる。■ 転入地、転出地の登記機関は、法律及び行政法規の規定により移転が禁止されている場合を除き、企業の省の枠を超えた移転を制限したり、妨げたりしてはならない。
企業の省の枠を超えた移転登記データ伝送システムの連携促進
<ul style="list-style-type: none">■ 各地は省内の登記システム及び記録文書管理システムのリニューアルを加速させ、電子記録文書のオンライン共有と引渡し機能の実施を推進する。■ 各省レベルの市場監督管理部門は、2025年7月末までに企業の省の枠を超えた移転登記データ伝送システムの連携利用を完了させなければならない。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdqknr/djzci/art/2025/art_3515e98d48de4257a0a6948c5e7dd_a51.html

● 全国总工会等七部门印发《共同保障劳动者合法权益工作指引》

- 【发布单位】全国总工会等七部门
 【发布日期】2025-05-19
 【实施日期】2025-05-19
 【内容提要】根据该指引：
- 各部门将联合建立完善信息共享、联合调研、典型案例发布等制度，联合推动与劳动者权益密切相关的法律法规及政策文件的制定修改。
 - 中华全国总工会每年组织六部门召开交流会商会，就劳动就业、技能培训、收入分配、社会保障等涉及劳动者切身利益的重大问题将会商解决。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<https://www.cec1979.org.cn/group1/M00/00/40/rBUAA2qr3o6AYH5IAKAWv0Av9Ms941.pdf>

● 劳动能力鉴定管理办法（修订）

- 【发布单位】人力资源社会保障部、国家卫生健康委员会
 【发布文号】人力资源社会保障部、国家卫生健康委令第 55 号
 【发布日期】2025-05-13
 【实施日期】2025-07-01
 【内容提要】该办法内容包括：

明确适用范围（第二条）
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 对工伤职工劳动功能障碍程度和生活自理障碍程度组织进行技术性等级鉴定（以下简称“工伤职工劳动能力鉴定”）； ▪ 对因病或非因工致残申请领取病残津贴人员丧失劳动能力程度组织进行技术性鉴定（以下简称“因病或非因工致残人员丧失劳动能力鉴定”）。
明确鉴定程序
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 工伤职工劳动能力鉴定、因病或非因工致残人员丧失劳动能力鉴定均为两级鉴定，对初次鉴定结论不服可以申请再次鉴定；初次鉴定由设区的市级劳动能力鉴定委员会负责受理，再次鉴定由省级劳动能力鉴定委员会负责受理。（第五条） ▪ 职工发生工伤，经治疗伤情相对稳定后存在残疾、影响劳动能力的，或者停工留薪期满（含劳动能力鉴定委员会确认的延长期间），工伤职工或者其用人单位应当及时向设区的市级劳动能力鉴定委员会提出劳动能力鉴定申请。（第七条）

【法令全文】请点击以下网址查看：
<https://www.mohrss.gov.cn/xxgk2020/...>

● 全国总工会等七部门が「労働者の適法な権益を共同で保障するための手引き」を公布した

- 【発布機関】全国总工会等七部門
 【発布日】2025-05-19
 【実施日】2025-05-19
 【概要】本手引きによると、以下の通りである。
- 各部門は、情報の共有、共同調査と研究、代表的事例の公表等の制度を共同で構築し、整備し、労働者の権益に密接に関連する法律法規及び政策文書の制定と改正を共同で推進する。
 - 中華全国总工会は毎年、6部門とともに交流会議を開催し、労働雇用、技能訓練、収入分配、社会保障等の労働者の利益に直接関係する重大な問題について協議し解決する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<https://www.cec1979.org.cn/group1/M00/00/40/rBUAA2qr3o6AYH5IAKAWv0Av9Ms941.pdf>

● 労働能力鑑定管理弁法（改正）

- 【発布機関】人的資源社会保障部、国家卫生健康委员会
 【発布番号】人的資源社会保障部、国家卫生健康委令第 55 号
 【発布日】2025-05-13
 【実施日】2025-07-01
 【概要】本弁法の内容には、以下のものが含まれる。

適用範囲の明確化（第二条）
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 労災従業員の労働機能の障害の程度及び生活自立能力の障害の程度について技術的な等級鑑定（以下「労災従業員の労働能力鑑定」という）を行う。 ▪ 病気又は業務外の原因で障害を負い、傷病手当の支給を申請する従業員の労働能力喪失の程度について技術的な鑑定（以下「病気又は業務外原因による障害者の労働能力喪失鑑定」という）を行う。
鑑定手続の明確化
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 労災従業員の労働能力鑑定及び病気又は業務外原因による障害者の労働能力喪失鑑定は、いずれも二段階の鑑定が行われ、初回鑑定の結果に不服がある場合、再鑑定を申請することができる。初回鑑定は、区を有する市レベルの労働能力鑑定委員会が受け付け、再鑑定は省レベルの労働能力鑑定委員会が受け付ける。（第五条） ▪ 従業員が労災に遭い、治療後相対的に安定し、障害が残り、労働能力に影響を与える場合、又は有給休業期間（労働能力鑑定委員会によって確認された延長期間を含む）が満了した場合、労災従業員又はその使用者は、区を有する市レベルの労働能力鑑定委員会に労働能力鑑定の申請を遅滞なく行わなければならない。（第七条）

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<https://www.mohrss.gov.cn/xxgk2020/...>

● [财政部等九部门关于推广应用电子凭证会计数据标准的通知](#)

【发布单位】财政部等九部门
【发布文号】财会〔2025〕9号
【发布日期】2025-05-19
【备注】单位可自愿开展电子凭证会计数据标准应用。
【法令全文】请点击以下网址查看：
https://kjs.mof.gov.cn/gongzuotongzhi/202505/t20250519_3964023.htm

● [海关总署关于加强洋山特殊综合保税区有关商品管理的公告](#)

【发布单位】海关总署
【发布文号】海关总署公告 2025 年第 90 号
【发布日期】2025-05-19
【实施日期】2025-06-10
【内容提要】根据该公告：
▪ 洋山特殊综合保税区企业开展保税业务涉及从境外进口四类措施商品的，应设立专用账册。境外进口的四类措施商品不进入专用账册的，不得保税。
▪ 洋山特殊综合保税区企业通过专用账册进出境的货物，不适用径予放行模式。
【备注】四类措施是指：关税配额管理；贸易救济措施；中止关税减让义务、加征关税措施；为征收报复性关税而实施加征关税措施。
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://qdfs.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/6527099/index.html>

● [江苏省人民政府办公厅关于印发江苏省 2025 年稳外资若干措施的通知](#)

【发布单位】江苏省人民政府办公厅
【发布文号】苏政办发〔2025〕19号
【发布日期】2025-04-30
【内容提要】该通知提出深化重点区域开放、提高投资促进水平、提升开放平台效能、加大服务保障力度等四方面 22 条内容。包括：
▪ 吸引外资参与重点产业集群建设、提升服务业领域开放水平、推动生物医药领域创新发展、鼓励外资开展股权投资等。
▪ 鼓励外资企业境内再投资、鼓励跨国公司投资设立投资性公司、

● [電子証憑の会計データ基準の普及応用に関する財政部等 9 部門による通知](#)

【発布機関】財政部等 9 部門
【発布番号】财会〔2025〕9 号
【発布日】2025-05-19
【備考】組織は、電子証憑の会計データ基準の応用を自主的に行うことができる。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
https://kjs.mof.gov.cn/gongzuotongzhi/202505/t20250519_3964023.htm

● [洋山特別総合保税区の関連商品の管理強化に関する税関総署による公告](#)

【発布機関】税関総署
【発布番号】税関総署公告 2025 年第 90 号
【発布日】2025-05-19
【実施日】2025-06-10
【概要】本公告によると、以下の通りである。
▪ 洋山特別総合保税区内の企業が保税業務を行う際に、海外から輸入される 4 種類の措置対象商品を扱う場合、専用帳簿を作成しなければならない。海外から輸入された 4 種類の措置対象商品が専用帳簿に記載されていない場合、保税扱いとしてはならない。
▪ 洋山特別総合保税区内の企業が専用帳簿を通じて輸出入する貨物については、簡易通関方式は適用されない。
【備考】4 種類の措置とは、関税割当管理、貿易救済措置、関税削減義務の一時停止と追加関税措置、報復関税を課すための追加関税措置を指す。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://qdfs.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/6527099/index.html>

● [2025 年江蘇省における外資安定化のための若干措置に関する江蘇省人民政府弁公庁による通知](#)

【発布機関】江蘇省人民政府弁公庁
【発布番号】蘇政弁発〔2025〕19 号
【発布日】2025-04-30
【概要】本通知は、重点区域の更なる開放、投資促進レベルの引上げ、開放型プラットフォームの効率向上、サービス保障の強化等 4 つの方面で 22 条の措置を打ち出した。これには、以下のものが含まれる。
▪ 重点産業クラスターの建設参加に外資を誘致し、サービス業分野の開放レベルを引上げ、バイオ医薬分野の革新発展を促進し、外資による株式投資を奨励すること等。
▪ 外資企業による国内再投資を奨励し、多国籍企業による投資会社の投

加强跨国公司地区总部和功能性机构培育等。

- 支持江苏自由贸易试验区在生物医药、服务贸易等领域加大外资准入压力测试等。
- 保障外资企业平等参与政府采购、促进人员往来便利化、探索便利化的数据跨境流动安全管理机制、提升贸易便利化水平等。

【法令全文】请点击以下网址查看：
江苏省人民政府办公厅关于印发江苏省 2025 年稳外资若干措施的通知
https://www.jiangsu.gov.cn/art/2025/5/9/art_46144_11561237.html
官方图解
https://www.jiangsu.gov.cn/art/2025/5/19/art_76462_11566867.html

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、最新资讯

- [法答网精选答问（第二十批）——诉讼时效专题](#)

日前，最高人民法院发布[法答网精选答问（第二十批）——诉讼时效专题](#)。本次发布的答问主要涉及三个问题，其中包括：

- 权利行使存在竞合的案件中，当事人撤回前案诉讼，是否构成诉讼时效中断？
- 买卖合同未约定货款支付时间，出卖人主张货款的诉讼时效起算点如何确定？

（里兆律师事务所 2025 年 05 月 23 日编写）

- [6 项网络安全国家标准获批发布](#)

日前，国家市场监督管理总局、国家标准化管理委员会发布[国家标准公告 2025 年第 10 号](#)，发布

资と設立を奨励し、多国籍企業の地域本部及び機能的機関の育成を強化すること等。

- 江蘇省の自由貿易試験区がバイオ医薬、サービス貿易等の分野で外資参入のためのプレシャートストを強化すること等。
- 外資企業が政府調達に平等に参加できるよう保障し、人々の交流の利便化を促進し、データの越境移転のセキュリティ管理メカニズムの利便化を模索し、貿易の円滑化水準を引き上げること等。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
2025 年江蘇省における外資安定化のための若干措置に関する江蘇省人民政府弁公庁による通知
https://www.jiangsu.gov.cn/art/2025/5/9/art_46144_11561237.html
公式による図解
https://www.jiangsu.gov.cn/art/2025/5/19/art_76462_11566867.html

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、新着情報

- [「法律相談・交流サイト」に寄せられた質疑応答のうち、参考になる事例（第二十弾）——诉讼时效に関する話題](#)

先頃、最高人民法院は、「[法律相談・交流サイト](#)」に寄せられた質疑応答のうち、参考になる事例（第二十弾）——[诉讼时效に関する話題](#)を掲載し、今回発表された質疑応答は主に3つの問題に関わり、それには以下のもが含まれる。

- 権利行使が競合する案件において、当事者が前訴を撤回した場合、诉讼时效は中断するのか？
- 売買契約で商品代金の支払時期が定められていない場合、売主が商品代金の請求を行う訴訟時効の起算点はどのように決定されるか？

（里兆法律事務所が 2025 年 5 月 23 日付で作成）

- [6 つのサイバーセキュリティ国家規格が承認され公表された](#)

先頃、国家市场监督管理总局、国家标准化管理委员会は[国家規格公告 2025 年第 10 号](#)を公布し、

295 项推荐性国家标准和 2 项推荐性国家标准修改单。其中 6 项涉及敏感个人信息处理、生成式人工智能等方面内容。

- 数据安全技術 敏感个人信息处理安全要求 (GB/T 45574-2025)
- 网络安全技術 网络安全保险应用指南 (GB/T 45576-2025)
- 数据安全技術 数据安全风险评估方法 (GB/T 45577-2025)
- 网络安全技術 生成式人工智能预训练和优化训练数据安全规范 (GB/T 45652-2025)
- 网络安全技術 生成式人工智能服务安全基本要求 (GB/T 45654-2025)
- 网络安全技術 生成式人工智能数据标注安全规范 (GB/T 45674-2025)

(里兆律师事务所 2025 年 05 月 23 日编写)

295 の推奨国家規格と 2 つの推奨国家規格改正リストを公表した。そのうち 6 件は、機微な個人情報取り扱いと生成型人工知能等に関わるものである。

- データセキュリティ技術 機微な個人情報処理のセキュリティ要求 (GB/T 45574-2025)
- サイバーセキュリティ技術 サイバーセキュリティ保険応用ガイドライン (GB/T 45576-2025)
- サイバーセキュリティ技術 データセキュリティリスク評価方法 (GB/T 45577-2025)
- サイバーセキュリティ技術 生成 AI 事前トレーニング及び最適化トレーニングデータセキュリティ規範 (GB/T 45652-2025)
- サイバーセキュリティ技術 生成 AI サービスセキュリティ基本要求 (GB/T 45654-2025)
- サイバーセキュリティ技術 生成 AI データ注釈のセキュリティ規範 (GB/T 45674-2025)

(里兆法律事務所が 2025 年 5 月 23 日付で作成)

三、里兆解读

- [实施《反外国制裁法》的规定对在华外企的影响及合规建议](#)

内容提要

国务院于 2025 年 3 月 23 日发布的《实施〈中华人民共和国反外国制裁法〉的规定》(以下称“实施规定”),旨在细化反制措施适用规则,强化中国应对外部单边制裁的能力。本文将对该规定的核心条款进行解读,简要分析对在华企业的影响,并提示外资企业自身应采取哪些措施进行应对,以期帮助外企准确理解新规,灵活调整布局,维护在中国市场的稳定发展。

一、核心条款的解读

1. 适用对象

在《反外国制裁法》规定的基础上,《实施规定》进一步明确反制措施适用以下情形:

- (1) 外国国家违反国际法和国际关系基本准则,以各种借口或者依据其本国法律对中国进行遏制、打压,对中国公民、组织采取歧视性限制措施,干涉中国内政的行为。例如某些国家在贸易领域对中国实施不合理的关税和限制措施,试图通过经济手段对中国进行遏制。
- (2) 外国国家、组织、个人实施、协助、支持危害中国主权、安全、发展利益的行为。例如某些外国组织和个人通过散布虚假

三、里兆解説

- [「反外国制裁法」実施規定が中国進出外資系企業に与える影響とコンプライアンス推奨措置](#)

概要

国务院が 2025 年 3 月 23 日に公布した『「中華人民共和国反外国制裁法」の実施規定』(以下「実施規定」という)は、報復措置の適用ルールを詳細化し、中国外部からの一方的な制裁への対応能力を強化することを目的としている。本文では、外資系企業が新しい規定を正確に理解し、戦略を柔軟に調整し直し、中国市場における安定した発展を維持するための一助となるよう、実施規定の主要条項を解説し、それが中国進出企業に与える影響を簡潔に分析し、外資系企業が自らのような措置を講じて対応すべきかについて紹介する。

一、主要条項の解説

1. 適用対象

「反外国制裁法」の規定を基にして、実施規定は以下の状況に対する報復措置の適用をさらに明確にしている。

- (1) 外国が国際法及び国際関係における基本原則に違反し、さまざまな口実又は自国の法律に基づき中国を封じ込め、抑圧し、中国の公民と組織に対し不当な制限措置をとり、中国の内政に干渉する行為を行った場合。例えば、ある国が貿易分野で中国に対し不合理な関税や制限措置を講じ、経済的手段を通じて中国を封じ込めようとする等。
- (2) 外国の政府、組織、個人が中国の主権、安全、発展の利益を脅かす行為を実施し、協力し又は支援した場合。例えば、ある外国の組織と

信息、网络攻击等手段，试图危害中国的国家安全及稳定。

2. 反制措施类型及内容

《反外国制裁法》曾明确列出了国务院相关部门有权采取的四类反制措施。而此次《实施规定》对这些措施进行了更加详细的规定，具体说明了每种类型的措施内容，并明确了各类反制措施的执行机关。

- (1) 出入境限制：包括不予签发签证、不准入境、注销签证或者驱逐出境，由国务院外交、国家移民管理等有关部门负责实施。
- (2) 财产限制：查封、扣押、冻结在中国境内的动产、不动产及其他各类财产（包括现金、票据、银行存款、有价证券、基金份额、**股权**、知识产权、应收账款等财产和财产权利），由国务院公安、财政、自然资源、交通运输、海关、市场监督管理、金融管理、知识产权等有关部门依职权实施。
- (3) 交易与合作限制：禁止或限制中国境内的组织、个人与其进行有关交易、合作等活动，包括但不限于教育、科技、法律服务、环保、经贸、文化、旅游、卫生、体育领域的活动，由国务院教育、科技、司法行政、生态环境、商务、文化和旅游、卫生健康、体育行政等有关部门依职权实施。
- (4) 其他必要措施：包括但不限于**禁止或者限制从事与中国有关的进出口活动，禁止或者限制在中国境内投资，禁止向其出口相关物项，禁止或者限制向其提供数据、个人信息，取消或者限制其相关人员在华境内工作许可、停留或者居留资格，处以罚款。**

3. 跨部门协同执法机制

国务院外交、商务、发展改革、司法行政等部门建立反制工作协调机制，国务院有关部门加强协同配合和信息共享。例如，当某国对中国企业在其境内的投资进行不合理的限制或歧视性待遇时，商务部可以审查该国企业在华投资情况；发改委可以评估对该国企业在华投资的影响，提出限制或禁止措施；司法部门可以提供法律支持，确保这些措施的合法性。

4. 行政处罚及处理

個人が虚偽情報の流布及びサイバー攻撃等の手段を通じて、中国の国家の安全と安定を脅かそうとする等。

2. 報復措置の種類及び内容

「反外国制裁法」では、國務院の関連省庁部門が講じることのできる4タイプの報復措置が明確に列挙されていた。今回の「実施規定」では、これらの措置についてさらに詳細な規定が設けられ、それぞれの措置の内容が具体的に説明されるとともに、タイプ別の報復措置を実行する機関が明確になった。

- (1) 出入国制限：ビザの発給拒否、入国禁止、ビザの取消し又は国外追放が含まれ、國務院の外交、国家移民管理等の關係省庁部門が担当し実施する。
- (2) 財産制限：中国国内にある動産、不動産及びその他の各種類の財産（現金、手形、銀行預金、有価証券、ファンドシェア、**持分**、知的財産権、売掛金等の財産及び財産権を含む）を差し押さえ、押収し、凍結すること。これらは國務院の公安、財政、自然資源、交通運輸、税関、市場監督管理、金融管理、知的財産権等の關係省庁部門がその職権に基づき実施する。
- (3) 取引及び協力の制限：中国国内の組織及び個人が、該当者と関連する取引や協力等の活動を行うことを禁止し又は制限すること。教育、科学技術、法律サービス、環境保護、経済貿易、文化、観光、衛生、スポーツ分野の活動が含まれるが、これらに限定されない。これらは國務院の教育、科学技術、司法行政、生態環境、商務、文化と観光、衛生健康、スポーツ行政等の關係省庁部門がその権限に基づき実施する。
- (4) その他の必要な措置：**中国に関連する輸出入活動を禁止し又は制限すること、中国国内での投資を禁止し又は制限すること、関連物資の輸出を禁止すること、データ及び個人情報の提供を禁止し又は制限すること、関連する個人に対し中国での就業許可、滞在又は居留資格を取り消し又は制限すること、罰金を科すこと**を含むが、これらに限定されない。

3. 省庁部門間で連携した法執行メカニズム

國務院の外交、商務、發展改革、司法行政等の省庁部門は、報復措置作業の調整メカニズムを確立し、國務院の關係省庁部門間での連携協力と情報共有を強化する。例えば、ある国が中国企業の同国における投資に対し不合理な制限又は不当な取扱いを行った場合、商務部は当該国企業の中国での投資状況を審査し、發展改革委員会は当該国企業の中国での投資への影響を評価し、制限又は禁止措置を提案し、司法部はこれらの措置の合法性を確保するための法的支援を提供することができる。

4. 行政処罰及び処理

- (1) 针对不依法执行反制措施的组织或个人：责令改正，禁止或者限制其从事政府采购、招标投标以及有关货物、技术的进出口或者国际服务贸易等活动，禁止或者限制其从境外接收或者向境外提供数据、个人信息，禁止或者限制其出境、在中国境内停留居留等。
- (2) 针对执行或者协助执行歧视性限制措施的组织或个人：由国务院有关部门进行约谈，责令改正，采取相应处理措施。

二、对在华外企的影响及合规建议

《实施规定》出台后，部分在华外资企业可能面临“双重合规困境”，即：既要遵守中国法律，又需应对母公司所在国的制裁要求。例如，一家外资企业的母公司需要遵守母国对中国某企业的出口管制和制裁措施，这家外企如果严格执行母公司的合规政策，停止向该中国企业提供技术支持或产品，可能会被中国政府视为协助外国实施歧视性限制措施，违反中国的《反外国制裁法》及《实施规定》。这种情况下，该外资企业及其母公司在华的业务可能会受到限制，甚至面临法律处罚。

鉴于此，我们提出以下合规建议，供在华外资企业参考：

1. 部分在华外资企业存在几乎照搬母公司规章制度、合同模板的习惯做法，如果严格按照母公司的合规政策执行，有可能会触发中国反制措施的风险。因此，建议公司定期评估母公司合规政策是否与中国反制法规冲突，与母公司合规部门合作建立平衡机制，避免因执行母公司政策而触犯中国法律。同时，重新梳理来自于母公司的合同模板，审查其中是否含有被认为是协助外国实施制裁或限制中国企业的条款及其他歧视性条款；明确约定在中外法律发生冲突时的解决方式；追加有关反外国制裁的合规条款，明确合同双方在涉嫌执行或协助外国制裁时的责任界定和法律后果
2. 反制清单的动态更新要求外资企业对供应商、客户进行实时筛查。若发现供应商、客户或其股东被列入中国反制清单，企业需立即中止交易，否则可能面临财产冻结、交易限制等风险。对于因执行反制措施可能导致的合作关系中断，企业应尽早寻求法律顾问的意见，评估中

- (1) 法に依拠し報復措置を実施しない組織又は個人に対しては、是正を命じ、政府調達、入札募集と入札、並びに関連貨物、技術の輸出入又は国際サービス貿易等の活動に従事することを禁止し又は制限し、海外からのデータ及び個人情報情報の受領又は海外への提供を禁止し又は制限し、出国や中国での滞在・居留等を禁止し又は制限する。
- (2) 不当な制限措置を実施し、又は実施に協力する組織又は個人に対しては、國務院の關係部門は、面談を行い、是正を命じ、対応する処理措置を講じる。

二、中国進出外資系企業への影響とコンプライアンス推奨措置

「実施規定」の施行後、中国における一部の外資企業は「二重のコンプライアンスのジレンマ」に直面する可能性がある。即ち、中国の法律に従う必要がある一方で、親会社の所在国の制裁要求にも対応しなければならない。例えば、外資企業の親会社が、本国が中国企業に課す輸出規制と制裁措置を遵守する必要があり、外資企業が親会社のコンプライアンス方針を厳格に実施し、当該中国企業への技術支援又は製品の提供を停止した場合、中国政府から、外国による不当な制限措置に協力していると見なされる可能性があり、中国の反外国制裁法及び実施規定に違反することになる。この場合、外国企業及びその親会社の中国における事業は制限され、法的処罰を受ける可能性もある。

これらに鑑み、中国進出外資系企業の参考に資するよう、以下のコンプライアンス推奨措置を紹介する。

1. 一部の中国進出外資系企業には、親会社の規則や契約書のひな型をほぼそのまま使用する慣習があり、親会社のコンプライアンス方針を厳格に遵守すると、中国の報復措置を誘発するリスクがある。そのため、親会社のコンプライアンス方針が中国の報復法規に抵触しないかどうかを定期的に評価し、親会社のコンプライアンス部門と連携してバランスを取るメカニズムを構築し、親会社の方針を実施したことにより中国法律を違反してしまわないようにすることが推奨される。同時に、親会社からの契約書のひな型を見直し、外国による制裁の実施又は中国企業の制限に協力するとみなされる条項及びその他の不当な条項が含まれていないかどうかを確認し、中国法と外国法との抵触を解決する方法について明確に規定し、外国制裁に関するコンプライアンス条項を追加し、外国制裁の実施又は支援の疑いがある場合の契約当事者双方の責任の定義と法的結果を明確しておくのがよい。
2. 報復リストが随時更新されることにより、外資企業はサプライヤーや顧客についてリアルタイムでの審査を実施する必要がある。もし、サプライヤー、顧客、又はその株主が中国の報復リストに含まれていることが判明した場合、企業は直ちに取引を中止しなければならない。さもなければ、財産の凍結や取引

止交易带来的潜在法律责任，提前准备应急预案。

3. 在启动重大涉外项目之前，企业应进行全面的法律、政治、经济等多维度的风险评估，特别是可能涉及跨境交易、国际法律冲突或敏感领域（如能源、科技、国防等）的项目。对正在进行中的关键敏感的境外投资项目，以及在运营过程中对国际供应链依赖性较强的国内项目，应当根据国际政治、经济环境的变化，重新评估项目的合规风险。
4. 根据实施规定的要求，外资企业应采取严格的数据和个人信息管理措施，防止向被制裁对象提供数据。具体措施包括：实施数据本地化存储；定期对数据安全进行合规审计；与跨境数据接收方签订合规协议，明确数据保护责任条款，确保其不违反中国法律等。
5. 企业内部定期组织反制措施相关培训，明确禁止员工参与可能触发反制措施的行为，如配合境外制裁调查、泄露公司机密信息等。同时，与律师事务所等合规专业机构建立合作关系，确保在面临反制措施相关问题或诉讼风险时及时沟通，获得合法合规的法律建议和法律支持，特别是在涉及重大国际投资、并购、合作协议签署等项目时，应聘请专业律师进行合规审核，以避免项目可能引发的法律风险。

（作者：里兆律师事务所 董红军、沈思明）

四、近期热点话题

※最近收到咨询及委托较多的话题。
我们可根据贵公司的最新情况提供最佳的解决方案或意见。

- [股权转让或清算撤退时的罢工风险及补偿金等问题](#)
- [国务院实施《反外国制裁法》的规定](#)
- [个人信息保护合规审计](#)

制限等のリスクに直面する可能性がある。報復措置を実施することにより協力関係が中断される場合、企業は早期に法律顧問の助言を求め、取引中止による潜在的な法的責任を評価し、緊急対応計画を事前に準備しなければならない。

3. 重大な国際関連プロジェクトを立ち上げる前に、企業は、とりわけクロスボーダー取引、国際的な法的紛争又は機微な分野（エネルギー、科学技術、国防等）に関わる可能性のあるプロジェクトについては、法律、政治、経済等の幾重もの次元から全面的なリスク評価を実施すべきである。進行中の重要かつ機微な海外投資プロジェクト並びに運営過程において国際的なサプライチェーンに強く依存する国内プロジェクトについては、国際的な政治と経済環境の変化に照らしながら、プロジェクトのコンプライアンスリスクを再評価すべきである。
4. 実施規定の要求に基づき、外資系企業は、制裁対象へのデータ提供を防止するため、厳格なデータ及び個人情報の管理措置を講じるべきである。具体的な措置としては、ローカライズされたデータ保存の実施、定期的なデータセキュリティのコンプライアンス監査の実施、クロスボーダーデータ受領者とのコンプライアンス契約の締結、データ保護責任条項の明確化、中国の法律に違反しないようにすること等である。
5. 社内では、報復措置に関する研修を定期的を実施し、従業員の報復措置の発動につながる行為（例えば、海外制裁調査への協力又は企業機密情報の漏洩等）への参与禁止を明確にする。同時に、法律事務所等のコンプライアンス専門機構と協力関係を構築し、報復措置に関する問題又は訴訟リスクに直面した際のタイムリーなコミュニケーションを確保するとともに、適法なコンプライアンス対応のための法的助言及び支援を得るようにする。とりわけ、重大な国際投資、M&A、提携契約の締結等を伴うプロジェクトについては、プロジェクトに起因する法的リスクを回避できるよう、専門の弁護士を起用しコンプライアンス監査を実施するといふ。

（作者：里兆法律事務所 董红军、沈思明）

四、トピックス

※最近ご相談・ご依頼の多い話題です。
貴社の最新状況に則した最適な解決策及びコメントをご提供いたします。

- [持分譲渡若しくは清算撤退時のストライキ発生リスク及び補償金などの問題](#)
- [「反外国制裁法」実施に関する国务院による規定](#)
- [個人情報保護適法性監査](#)